

## 川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定について

川崎市教育委員会と神奈川県警察本部が、相互に児童生徒の個人情報を提供し、連携して児童生徒指導に活用することにより、**児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止**を図ることを目的として協定を締結しました。

**締結日 平成 27 年 10 月 16 日（金）**

その他 ○県内市町村と県警の協定締結は川崎市で 31 例目  
(葉山町 大磯町が未締結)

○川崎市との協定で連携機関が相互に提供する情報として「児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案」を明文化

○平成 26 年度県内の情報提供数は学校側から 135 件 県警側から 156 件

協定書（抜粋）

情報提供する事案

第 4 条 この協定により連携機関が相互に提供する情報は、次の事案に係るものとします。

(1) 警察から教育委員会に提供する事案

ア 児童生徒を逮捕又は身柄通告した事案

イ 児童生徒の犯罪行為、不良行為のうち他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案

ウ 児童生徒が犯罪行為、不良行為を繰り返している事案

エ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

オ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案

(2) 教育委員会から警察へ提供する事案

ア 児童生徒の犯罪行為、不良行為に関する事案

イ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案

ウ 児童虐待に関する事案

エ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

オ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案

## 川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定書

川崎市教育委員会と神奈川県警察本部は、児童生徒の安全な生活と健全な成長のための相互連携（以下「連携」といいます。）について、次のとおり協定を締結します。

また、協定の運用に当たっては、この協定の目的を逸脱することなく、児童生徒の指導を行う上で、真に連携が必要な場合に、相互に情報提供するものとします。

### （目的）

第1条 この協定は、川崎市教育委員会と神奈川県警察本部が、相互に児童生徒の個人情報を提供し、連携して児童生徒指導に活用することにより、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とします。

### （連携機関）

第2条 この協定において、連携を行う機関（以下「連携機関」といいます。）は、次に掲げるものとします。

(1) 川崎市教育委員会及び川崎市教育委員会が所管する川崎市立学校（以下「教育委員会」といいます。）

(2) 神奈川県警察本部及び神奈川県内に所在する警察署（以下「警察」といいます。）

### （連携の内容）

第3条 連携機関は、相互に児童生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行い、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止に努めます。

### （情報提供する事案）

第4条 この協定により連携機関が相互に提供する情報は、次の事案に係るものとします。

#### (1) 警察から教育委員会に提供する事案

ア 児童生徒を逮捕又は身柄通告した事案

イ 児童生徒の犯罪行為、不良行為のうち他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案

ウ 児童生徒が犯罪行為、不良行為を繰り返している事案

エ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

オ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案

#### (2) 教育委員会から警察へ提供する事案

ア 児童生徒の犯罪行為、不良行為に関する事案

イ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案

ウ 児童虐待に関する事案

エ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

オ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案

### （相互に情報提供する場合）

第5条 教育委員会と警察が相互に提供する情報は、次の内容とします。

#### (1) 警察から教育委員会へ提供する内容

ア 当該事案に係る児童生徒の氏名、学年・組、住所、生年月日、年齢、性別に関する内容

イ 当該事案の概要に関する内容

ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（本人及び保護者（法定代理人を含む。以下同じ。）への連絡）に関する内容

#### (2) 教育委員会から警察へ提供する内容

ア 当該事案に係る児童生徒の氏名、学年・組、住所、生年月日、年齢、性別に関する内容

イ 当該事案の概要に関する内容、現在までの学校の対応

ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（本人及び保護者への連絡）に関する内容

(連携の従事者及び方法)

第6条 連携のための相互の情報提供は、教育委員会もしくは学校長、又は学校長が指定する者及び警察署長又は警察署長が指定する者が書面をもって行います。ただし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が緊急に生じるおそれがあるときには情報提供した後、書面をもって行います。

(秘密の保持)

第7条 連携機関は、相互に情報提供した内容について、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 秘密の保持を徹底します。
- (2) 相互に情報提供した書面の保存期間は1年間（作成日の属する年度の翌年度末まで）とし、保存期限を過ぎたものは確実に廃棄します。
- (3) 相互に情報提供した内容は、この協定の目的以外に利用したり、連携機関以外の者に提供したりしません。

(連携機関の責務)

第8条 この協定に係る連携を行うに当たっては、連携機関は次の事項に努めます。

- (1) 相互に提供する情報については、正確を期します。
- (2) 児童生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を講じます。
- (3) 警察は、提供された情報を犯罪捜査に利用しません。
- (4) 教育委員会は、提供された情報を児童生徒の健全育成の目的以外に利用しません。
- (5) 教育委員会は、情報提供するに当たっては、保護者と連携して児童生徒の指導を積み重ねた上で行います。

(検証)

第9条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとします。

(協議)

第10条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は必要に応じ、協議を行うことができます。

(施行)

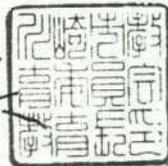
第11条 この協定は、平成27年11月1日から施行します。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、川崎市教育委員会教育長及び神奈川県警察本部長が記名押印の上、各自その1通を保有します。

平成27年10月16日

川崎市教育委員会

教育長 渡邊直美



神奈川県警察

本部長 島根悟

